

令和6年度

委託仕様書

県単

委託名	パークアンドライド事業の拡張性等に関する調査検討業務委託
-----	------------------------------

委託箇所	川越市内
------	------

--	--

事業名	
-----	--

業務大要	
------	--

本委託は、郊外型駐車場の不足を解消し、北部市街地への車両の流入を抑制するため、北部市街地における観光用駐車場のあり方について整理するとともに、ナンバープレート調査や先進事例調査を実施し、当該結果を踏まえた民間駐車場を含む既存の駐車場やバス路線を活用したパークアンドライド事業の拡張性等に関する検討について委託するものである。

変更理由					
備考					
地区	(0001) 県南				
適用年月	(R0607) 令和6年7月				
工期	当初	自		至	
		日数			
	変更			至	
経費適用年月	令和6年7月				
設計		当初金額		変更金額	
	業務価格				
	消費税相当額				
	合計				
請負	業務価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
業務コード	大コード		小コード		

委託費内訳書

工 事 種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
直接人件費				
調査検討業務	1			第1～20号代価表のとおり
直接人件費				
ナンバープレート調査	1			第21～25号代価表のとおり
直接人件費				
小計	1			
直接経費				
印刷費	1			第26号代価表のとおり
直接経費				
ナンバープレート調査員手当	1			第27号代価表のとおり
直接経費				
ナンバープレート調査経費	1			第28号代価表のとおり
直接経費				
小計	1			
その他原価	1			
業務原価	1			
一般管理費	1			
合 計	1			

観光用駐車場のあり方に係る調査検討
①既存駐車場に係る現状及び課題分析

1 式 当 一 位 代 価 表

第 1 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

観光用駐車場のあり方に係る調査検討
②市内への車両の流入状況と課題分析

1 式 当 一 位 代 価 表

第 2 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

観光用駐車場のあり方に係る調査検討
③今後のあり方の検討

1 式 当 一 位 代 価 表

第 3 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

パークアンドライド事業の拡張性に係る調査検討
①新規郊外型駐車場設置の条件整理

1 式 当 一 位 代 価 表

第 4 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A					
	人				
技師C					
	人				
技術員					
	人				
計					

パークアンドライド事業の拡張性に係る調査検討
②候補地のパターンと導入手法検討

1 式 当 一 位 代 価 表

第 5 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A					
	人				
技師C					
	人				
技術員					
	人				
計					

パークアンドライド事業の拡張性に係る調査検討
③市内候補地(複数箇所)の選定

1 式 当 一 位 代 価 表

第 6 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A					
	人				
技師C					
	人				
技術員					
	人				
計					

パークアンドライド事業の拡張性に係る調査検討
④候補地に係る課題の抽出及び解決策の検討

1 式当一位代価表

第 7 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A					
	人				
技師C					
	人				
技術員					
	人				
計					

パークアンドライド事業の拡張性に係る調査検討
⑤利用促進策の検討

1 式当一位代価表

第 8 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A					
	人				
技師C					
	人				
技術員					
	人				
計					

「パークアンドライド駐車場登録制度」の
導入可能性に係る調査検討
①他自治体事例のとりまとめ

1 式当一位代価表

第 9 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A					
	人				
技師C					
	人				
技術員					
	人				
計					

「パークアンドライド駐車場登録制度」の
 導入可能性に係る調査検討
 ②事例に基づく効果検証

1 式 当 一 位 代 価 表

第 10 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

「パークアンドライド駐車場登録制度」の
 導入可能性に係る調査検討
 ③本市における導入可能性検討

1 式 当 一 位 代 価 表

第 11 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

「予約型駐車場シェアリングサービス」の
 導入可能性に係る調査検討
 ①他自治体事例のとりまとめ

1 式 当 一 位 代 価 表

第 12 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

「予約型駐車場シェアリングサービス」の
 導入可能性に係る調査検討
 ②サービス実施事業者の比較

1 式 当 一 位 代 価 表

第 13 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

「予約型駐車場シェアリングサービス」の
 導入可能性に係る調査検討
 ③メリット・デメリットの整理

1 式 当 一 位 代 価 表

第 14 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

「予約型駐車場シェアリングサービス」の
 導入可能性に係る調査検討
 ④導入する場合に期待される効果

1 式 当 一 位 代 価 表

第 15 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

「予約型駐車場シェアリングサービス」の
 導入可能性に係る調査検討
 ⑤市有地活用に係る検討

1 式 当 一 位 代 価 表

第 16 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師C	人				
技術員	人				
計					

「予約型駐車場シェアリングサービス」の
 導入可能性に係る調査検討
 ⑥民有地活用に係る検討

1 式 当 一 位 代 価 表

第 17 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師C	人				
技術員	人				
計					

「予約型駐車場シェアリングサービス」の
 導入可能性に係る調査検討
 ⑦本市における導入可能性検討

1 式 当 一 位 代 価 表

第 18 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

調査検討業務
報告書作成

1 式当一位代価表

第 19 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A					
	人				
技師C					
	人				
技術員					
	人				
計					

調査検討業務
打合せ協議

1 式当一位代価表

第 20 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A					
	人				
技師C					
	人				
技術員					
	人				
計					

ナンバープレート調査
①現地踏査

1 式当一位代価表

第 21 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A					
	人				
技師C					
	人				
技術員					
	人				
計					

ナンバープレート調査

②調査計画

1式当一位代価表

第 22 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師C	人				
技術員	人				
計					

ナンバープレート調査

③調査準備

1式当一位代価表

第 23 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師C	人				
技術員	人				
計					

ナンバープレート調査

④実査管理

1式当一位代価表

第 24 号

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師C	人				
技術員	人				
計					

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師A	人				
技師C	人				
技術員	人				
計					

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
協議資料	回				
報告書	部	1.0			
計					

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
自動車交通量調査員	人日				
監督員	人日				
計					

種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
車両費	台				
調査員募集経費	回	1.0			
道路使用許可申請経費	回	1.0			
計					

パークアンドライド事業の拡張性等に関する調査検討業務委託
特記仕様書

第1章 総則

(委託件名等)

第1条 本特記仕様書は、川越市（以下「発注者」という）が実施する「パークアンドライド事業の拡張性等に関する調査検討業務委託」に適用するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、郊外型駐車場の不足を解消し、北部市街地への車両の流入を抑制するため、北部市街地における観光用駐車場のあり方について整理するとともに、ナンバプレート調査や先進事例調査を実施し、当該結果を踏まえた民間駐車場を含む既存の駐車場やバス路線を活用したパークアンドライド事業の拡張性等に関して検討することを目的とする。

(履行場所)

第3条 本業務の履行場所は、川越市内とする。

(準拠法令等)

第4条 本業務を実施するにあたり、業務の委託を受けたもの（以下「受注者」という）は関係する法令、条例、規則、規定に従うものとする。なお、本仕様書及び準拠法令等に記載のない事項及び業務を遂行するうえで生じた疑義については、発注者受注者協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。

(守秘義務)

第5条 受注者は、本業務中に知り得たことについて、発注者の了解なしに他に漏らしてはならない。

(情報セキュリティ)

第6条 受注者は、本業務履行上個人情報その他の機密情報を取り扱うときは、情報セキュリティの重要性を認識し、適切に取り扱うものとする。

(官公署等への手続き)

第7条 本業務に必要な関係官公署等への諸手続きは、受注者において迅速に処理するものとする。

2 業務実施に関しては、関係官公署と交渉を要するときまたは交渉を受けたときは、

速やかにその旨を発注者に申し出、指示に従うものとする。

(検査)

第8条 受注者は、全工程完了後、発注者に完成通知書とともに成果品を提出し、発注者の検査を受け、検査の合格をもって業務を完了するものとする。

(成果の瑕疵)

第9条 成果品の引き渡し後、内容に不備、不完全が発見された場合は、受注者の負担と責任で直ちに補正するものとする。

(業務期間)

第10条 業務期間は、契約締結日から令和7年1月31日までとする。

(支払い方法)

第11条 委託料の支払いは完了払いとする。

(再委託)

第12条 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記のうえ、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得る必要がある。

(提出書類等)

第13条 受注者は、業務着手前後に以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) 委託先における個人情報の取扱状況チェックリスト
- (4) 委託業務実施報告書

第2章 業務内容

(業務内容)

第14条 業務内容は以下に示すとおりとする。

(1) 観光用駐車場のあり方に係る調査検討

①既存駐車場に係る現状及び課題分析

北部市街地周辺の既存の観光利用が可能な駐車場（「日貸し・時間貸し駐車場」及び「郊外型無料観光駐車場」のことをいう）の規模、利用料金、利用実態等の現状を把握し、課題を分析する。必要に応じ駐車場管理者へのヒアリングを行うものとする。

②市内への車両の流入状況と課題分析

後述のナンバープレート調査の結果を踏まえ、通過時間や車両登録地から通過車両をパターン別に区分し、時間別に市街地への車両の流入経路と台数、観光エリア内外の移動交通の状況等を整理して課題を分析する。

③今後のあり方の検討

整理した現状及び課題を踏まえ、観光用駐車場の今後のあり方を検討するものとする。

(2) パークアンドライド事業の拡張性に係る調査検討

①新規郊外型駐車場設置の条件整理

パークアンドライド事業の更なる推進を図るため、新規の郊外型駐車場を設置する場合の条件を整理する。条件の整理にあたっては、周辺の住環境及び交通状況（交通渋滞・安全対策等）への影響を考慮するものとする。

②候補地のパターンと導入手法検討

新規郊外型駐車場の候補地パターンを検討し、アクセスや周辺土地利用、管理者等の評価項目を整理するとともに、導入手法について検討する。

③市内候補地（複数箇所）の選定

整理した候補地の条件を踏まえ、市内における新規郊外型駐車場の候補地を複数箇所選定する。

④候補地に係る課題の抽出及び解決策の検討

選定した候補地毎に、駐車場設置に向けた課題とその解決策を検討する。

⑤利用促進策の検討

新規郊外型駐車場の利用促進策を検討する。公共交通や自転車、徒歩での利便性向上や、割引などの利用メリット、周知方法などの観点から検討するものとする。

(3) 「パークアンドライド駐車場登録制度」の導入可能性に係る調査検討

①他自治体事例のとりまとめ

京都市で実施されている「パークアンドライド駐車場登録制度」をはじめ、他自治体での取り組み事例について、概要、導入条件などについて事例研究を行うものとする。

②事例に基づく効果検証

整理した他自治体の事例について、市街地への流入抑制効果、利便性・安全性向上などの観点から、導入効果を検証する。また、必要に応じ、取り組み自治体へのヒアリングを実施するものとする。

③本市における導入可能性検討

本市で導入する際に必要と考える条件（市、オーナー、利用者の3者の観点から必要な条件）や、導入した場合に期待される効果について整理し、本市における導入可能性について検討するものとする。また、利用者やオーナーへのインセンティブが本

市として提供可能かどうかについても併せて検証する。

(4) 「予約型駐車場シェアリングサービス」の導入可能性に係る調査検討

①他自治体事例のとりまとめ

予約型駐車場シェアリングサービスについて、他自治体における導入事例の研究を行う。必要に応じ、取り組み自治体へのヒアリングを実施するものとする。

②サービス実施事業者の比較

予約型駐車場シェアリングサービスを実施する事業者について、事例を整理する。必要に応じ、事業者へのヒアリングを実施するものとする。

③メリット・デメリットの整理

事例研究の結果を踏まえ、本市における予約型駐車場シェアリングサービスの導入メリット及びデメリットを整理する。

④導入する場合に期待される効果

事例研究の結果を踏まえ、本市における予約型駐車場シェアリングサービスの導入により期待される効果を整理する。

⑤市有地活用に係る検討

事例研究の結果を踏まえ、市有地を活用する場合に想定される課題について整理する。

⑥民有地活用に係る検討

事例研究の結果を踏まえ、民有地を活用する場合に想定される課題について整理する。

⑦本市における導入可能性検討

事例研究及び検討結果を踏まえ、本市における導入可能性を検討する。

(5) ナンバープレート調査

市街地への車両流入対策の資料とするため、北部市街地への流入経路において通過車両のナンバープレート調査（流入車両の登録地、通過時間、流入・流出先、台数の調査）を実施する。

①現地踏査

調査箇所について現地踏査を行い、調査員配置場所等の確認を行うものとする。

調査箇所は、以下に示す道路 14 断面と駐車場 6 箇所の計 20 箇所とする。

<調査箇所一覧（道路）>

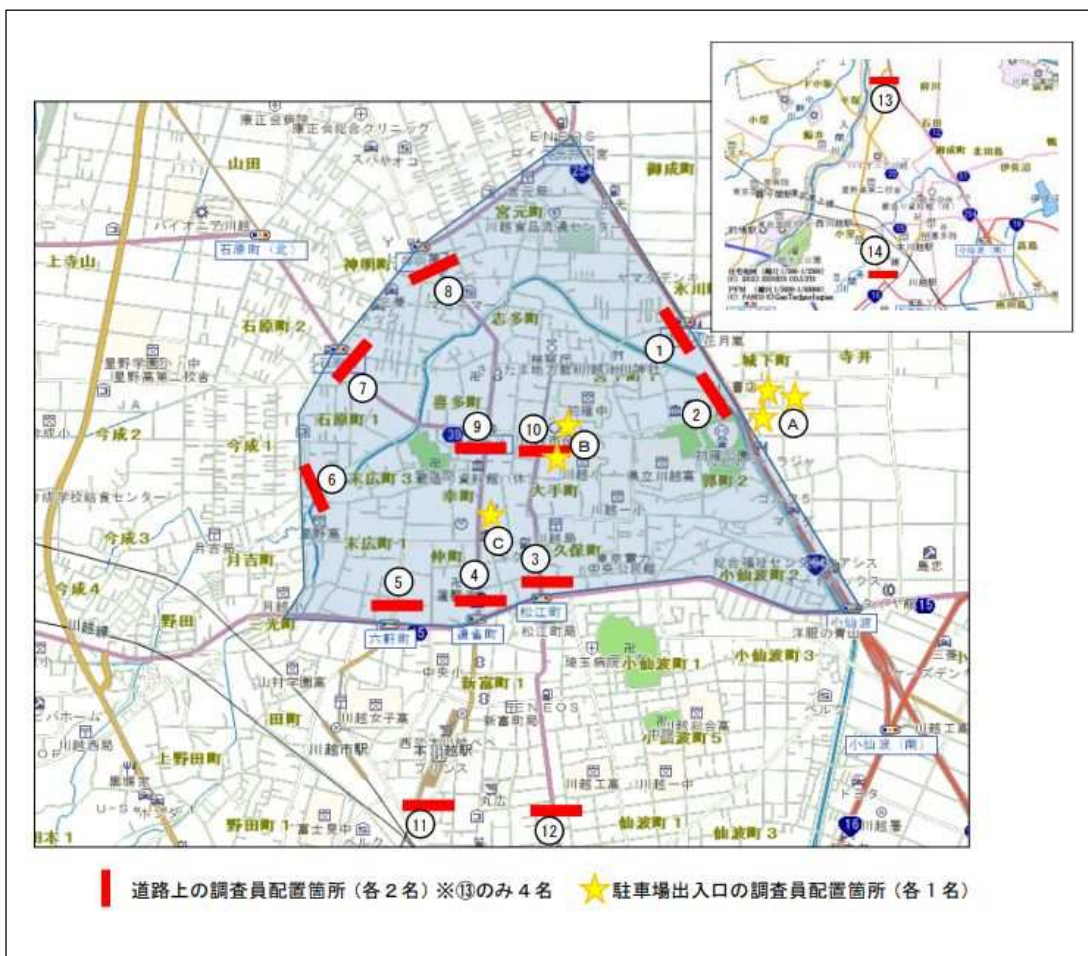
①	県道川越上尾線（氷川町交差点）	②	市道 0001 号線（博物館入口交差点）
③	県道川越上尾線（松江町交差点）	④	県道川越栗橋線（連雀町交差点）
⑤	市道 0014 号線（六軒町交差点）	⑥	市道 0015 号線（月吉歩道橋交差点）
⑦	市道 1673 号線（石原町交差点）	⑧	県道川越栗橋線（神明町交差点）
⑨	県道川越栗橋線（札の辻交差点）	⑩	県道川越上尾線（市役所前交差点）

⑪	市道 0009 号線（本川越駅南）	⑫	県道川越上尾線（川越工業高校入口交差点）
⑬	県道川越北環状線（福田交差点）	⑭	県道川越北環状線（脇田新町交差点）

<調査箇所一覧（駐車場）>

A	郊外型無料観光駐車場（東・西・南）	B	市役所駐車場（南・北）
C	幸町駐車場		—

<調査箇所図>



②調査計画

現地踏査結果を踏まえ、調査計画を立案し、発注者と協議のうえ決定するものとする。

調査対象は、対象の道路を通過する車両（中心市街地方向）及び対象の駐車場を利用している車両とする。調査方法は、目的を十分に理解した上で受注者より提案するものとし、発注者と協議のうえ決定するものとする。

なお、調査時期は10月上旬、調査日数は休日のみ1日、調査時間は午前8時から午後6時の10時間を予定する。

③調査準備

調査員募集、車両及び備品等準備、必要な行政手続き等、調査の準備を行う。

④実査管理

実査にあたり、現場管理を行うものとする。

調査予定日前日に実施の有無を監督員に連絡するものとする。調査日当日は監督員への状況報告を朝夕行うとともに、調査完了後は直近の平日朝に完了報告を行うものとする。

⑤集計整理

調査結果を集計し、グラフ、表等を用いて整理を行うものとする。

(6) 打合せ協議

業務実施にあたり、着手時、成果品納品時のほか、適宜中間打合せを実施するものとし、発注者と密に情報共有するよう努めること。

打合せ協議の内容については、その都度「打合せ記録簿」等を作成し、速やかに発注者に提出し、発注者が内容を確認した後、各1部ずつ保管するものとする。

(7) 報告書の作成

本業務の検討成果、今後の検討課題、ナンバープレート調査結果などを報告書として簡潔に取りまとめるものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第15条 本業務の成果品は以下に示すとおりとする。

(1) 業務報告書 (A4判、ファイル綴じ) 1部

(2) 上記電子データ (CD-R または DVD-R) 1部

2 成果品は、受注者において業務終了後5年間保管することとし、市が求めたときは受注者の負担により速やかに提出するものとする。

3 成果品の納入場所は、都市計画部交通政策課とする。

4 成果品に係る著作権等の権利の一切は、発注者に帰属するものとする。